

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第130号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

「
□第2項
□第4項
様式第31号の9 1注以外の部分中 第348条 □第6項 を
□第7項
□第8項」

「
□第2項
□第4項
第348条□第6項 に改め、同様式2注以外の部分中 第348条□第4項 を
□第7項 □第6項
□第8項」

「
□第2項
□第4項
第348条 □第6項 に改め、同様式3注以外の部分中 第348条 □第6項 を
□第8項 □第7項」

「
□第2項
□第4項
第348条□第6項 に改め、同様式4注以外の部分中 第348条□第4項 を
□第7項 □第6項
□第8項」

「
 第2項
 第4項
第348条 に改める。
 第6項
 第8項」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(理財局税務部主税課)